

青少年の健全な成長に寄与することができる
フィルタリングのあり方について

(答 申)

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

広島市青少年と電子メディアに関する審議会

平成20年7月、この分野に特化した条例としては全国初となる「広島市青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」が施行された。これに先立ち同年6月、同条例に基づき「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準（以下「基準」という。）」が当審議会の意見を踏まえて策定され、その中でフィルタリング機能によってアクセス制限すべき有害情報の分類が提示された。

事業者にはこの基準に適合するフィルタリング機能を備えた状態にした上での携帯電話販売、貸付等が義務付けられ、条例に基づく啓発等の取組とも相まって、これまで児童・生徒のフィルタリング装着率、販売店頭での保護者へのフィルタリング説明、さらには電子メディアに関する市民インストラクターの養成及び同インストラクターによる保護者、児童・生徒への講習等において一定の成果を挙げてきたところである。

こうした中、スマートフォンをはじめとする新たな機器の出現と急速な普及、これに伴うインターネット利用の急増など青少年をとりまく電子メディア環境の著しい変化を背景に、平成22年12月、広島市から「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリングのあり方について」が当審議会に対し諮問された。

理性と知性のための道具として開発されたインターネットは、文書、音声、画像、動画などさまざまな情報形式に対応し、メールのやりとりはもちろん、情報検索、位置情報の活用など、個人の日常生活にも新たな豊かさと可能性を与えてくれる道具となっている。視聴・閲覧を中心とした従来の受身的なメディアとは異なり、い

つでも、どこからでも、自由に、全世界に情報発信することができる、個性的、能動的なメディアとしての特性も持ち合わせ、社会のシステム変革にも大きな影響を与えている。

反面、睡眠時間や学習時間を削った過度のインターネット依存による生活規律の破壊やモラル低下、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、個人情報の流出やプライバシーの侵害、詐欺、未成年者への性犯罪などの弊害が社会問題化し、深刻さを増す状況にある。

青少年をインターネット利用に伴う犯罪被害や有害情報などから守ることは青少年に関わる全ての者の責務であるが、とりわけ、第一義的な権利と義務を担うのは個々の保護者である。インターネットの不適切な利用に伴う危険性やフィルタリングに関する正しい認識を持ち、青少年のインターネット利用状況を把握した上で、保護者の選択により適切なインターネット利用を図る「ペアレンタルコントロール」が重要である。子どもは成長するに伴い、視野を広げ、認識力を高め、自己探求や他者との関わりを深めていくが、そのためには、発達段階にふさわしい生活や活動を十分に経験することが重要である。保護者は青少年と電子メディアとの関係においても、発達段階に応じ、適切にペアレンタルコントロールに当たる必要がある。

青少年自身も、インターネットが新しいメディアとしての特性を持つが故に様々な問題をはらんでいることを十分認識した上で、インターネットを通じて他者や社会とより良い関係を築けるよう、正しく活用するためのリテラシーとともに情報モラルを身につける必要がある。

こうした保護者、青少年の取組を事業者、学校、行政、市民が協力、連携して支援していくことが大切である。とりわけ事業者には、どのようなインターネット機器、ソフトウェア、サービスであっても、青少年を有害情報から守るという思想に基づき商品化を図るとともに、保護者のペアレンタルコントロールや青少年のリテラシー向上等を援けるフィルタリングを始めとした技術とサービスの提供が求められる。

また、平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」では、フィルタリングに関して携帯電話インターネット接続役務提供事業者への青少年フィルタリングサービスの提供が義務付けられる（保護者がサービス利用しない旨の申出をした場合を除く）一方、フィルタリングの内容については民間における自主的かつ主体的な取組を尊重することとされ、フィルタリング推進機関の登録制度やフィルタリングソフトウェアの開発、提供事業者に対する支援が定められている。

今回の基準の検討に当たってはこうした点にも留意しつつ、「ペアレンタルコントロールの充実」、「フィルタリングの充実」を対応の基本方針に据え、フィルタリング機能が満たすべき条件として

- 1 青少年の発達段階に応じて保護者が適切に選択することが可能な、できるだけ多様性があるものであること。
- 2 スマートフォンを始めとする新たなインターネット接続機器においても1の条件をできるだけ満たしているものであること。

を掲げた。

また、現行の有害情報の分類については、新基準では条例に定義する有害情報を区分と内容により示すこととし、市長はそれを例示することを提案する。これにより、フィルタリング推進に係る法に基づく民間主導の取組みとの調和を図りながら、有害情報についての根幹は新基準で押さえつつ、保護者が青少年の発達段階に応じて、閲覧、視聴を制限すべき情報を選択する際の目安を広島市として示す意義がある。ただし、その場合には、表現の自由及び知る権利に十分配慮するよう求める。

なお、現行基準には当初から「青少年の権利に配慮したうえで、青少年の発達段階に応じて選択でき、かつ青少年の保護育成に係る保護者・学校関係者等及び青少年の意見を反映したものとなるよう早急に検討していく必要がある」ことが課題認識されていたことを付言する。

インターネットが理性と知性のための道具として本来の役割を発揮し、青少年と電子メディアとの健全な関係づくりが進むことを切に願い、「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準」を次のとおり答申する。また、前述した有害情報の例示も併せて提示するので参考にされたい。

「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準」

1 青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能は、次に掲げる条件を満たしていることが必要です。

(1) 青少年が電子メディアを通じて有害情報を閲覧し、又は視聴することのないよう、閲覧又は視聴の制限を行う情報を、その青少年の発達段階に応じて保護者が適切に選択することが可能な、できるだけ多様性のあるものであること。

(2) スマートフォン(高機能携帯電話)を始めとする新たなインターネット接続機器を青少年が利用する場合にも、前号の条件をできるだけ満たしているものであること。

2 前項第1号の有害情報とは、次の表に掲げるものをいい、市長はそれを例示します。

区 分	内 容
性的感情を著しく刺激するもの	人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を刺激する情報
残虐性を生じさせ、又は助長するもの	殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の残虐性を生じさせ、又は助長する情報
自殺又は犯罪を誘発するもの	自殺を誘引し、又は犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を請け負い、仲介し、若しくは誘引する情報
その他青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの	—

青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準
第2項に基づく有害情報の例示

① 性的感情を著しく刺激するもの

種 類	内 容
性行為	性行為や性器の画像・動画
ヌード画像	オールヌードやセミヌードの画像・動画
性風俗	性風俗店、アダルトグッズ、アダルトビデオ、アダルトゲームソフト、ラブホテル、撮影モデルなどの情報
アダルト検索・リンク集	アダルト関連の検索エンジン・リンク集・ランキング集のサイト
文章による性的表現	アダルトチャット、掲示板や官能小説など文章による性的表現

② 残虐性を生じさせ、又は助長するもの

種 類	内 容
軍事・テロ・過激派	軍事活動、テロリズム、過激・暴力的・恐喝的な直接行動を行うグループや個人
武器・兵器	武器・兵器・刃物の入手・製造・販売・使用に関する各種の情報

③ 自殺又は犯罪を誘発するもの

種 類	内 容
不法	違法と思われる行為：詐欺、痴漢、窃盗、殺人、強姦、売春など日本国内で違法となる行為に関する情報
	違法と思われる薬物：麻薬など日本国内で違法となる薬物及びその利用を助長するとと思われる情報
	不適切な薬物利用を助長するとと思われる情報
セキュリティ・プロキシ	ハッキング：パスワード盗用、コンピュータへの不正侵入・不正使用に関する情報 不正コード配布：閲覧することでウイルスや不正侵入ツールなどを強制的にダウンロードさせるサイト 公開プロキシ：公開プロキシの利用方法やリストなどの情報
自殺	自殺の勧め、自殺の方法、自傷行為に関する情報

④ その他青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

種 類	内 容
告発・中傷	一方的な表現・主張・告発・誹謗・中傷の掲載
出会い	出会い、異性紹介
家出	家出に関する情報
ギャンブル	ギャンブルに関する情報
グロテスク	死体・排便等のグロテスクなものに関する画像・文章
喫煙・飲酒・アルコール製品	タバコやその関連製品の購入・利用を促進する情報、飲酒店に関する情報、アルコール飲料の購入や飲酒を促進する情報
水着・下着・フェチ画像	過度に肌を露出させるなどセクシーさを強調する画像の掲載やグッズの販売、フェチをテーマにした画像や情報
成人嗜好	グラビアアイドル、コスプレなどの成人向け画像やホラー映画、成人コミック誌など年齢制限のあるコンテンツなどの情報
オカルト	科学的に説明できない各種の超常現象に関する情報
コミュニケーション	下記に掲げるもののうちトラブルの可能性があるもの ウェブチャット：ウェブ上のチャットサイト、チャットルーム 掲示板：ウェブ上の掲示板サービス、ポータルサイトによるブログサービス、ソーシャルネットワークサービス I T 掲示板：P C 関連の話題を扱う掲示板サービス

広島教青育第 219 号

平成22年12月28日

広島市青少年と電子メディアに関する審議会会長 様

広島市長 秋 葉 忠 利

(教育委員会青少年育成部育成課)

青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリングのあり方について (諮問)

広島市青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例(平成20年広島市条例第35号)が制定され、3年近くが経過しました。

この間も、青少年をとりまく電子メディア環境は急激に変化しています。

青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリングのあり方については、再度検討する必要がありますので、同条例第9条第2項の規定に基づき、諮問します。

広島市青少年と電子メディアに関する審議会等の審議状況

年度	開催日等	議 事 等
平成22年度	平成23年 1月31日	1 「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリングのあり方について」(諮問)について 2 フィルタリング検討部会の設置及び委員構成について 3 「保護者のためのフィルタリング研究会 報告書」について
	平成23年 1月31日	1 フィルタリング検討部会の進め方について ・「保護者のためのフィルタリング研究会 報告書」について ・フィルタリング機能に係る基準の見直しについて
平成23年度	平成23年 11月30日	1 青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリングのあり方の答申中間報告(案)について ・答申中間報告(案) ・アクセス制限すべきメディアとそれに対応した有害情報の分類(案)について
	平成24年 2月6日	1 青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリングのあり方の答申中間報告(案)について ・答申中間報告(案)の内容について ・アクセス制限すべきメディアとそれに対応した有害情報の分類(案)について
	平成24年 3月26日	1 青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリングのあり方の答申中間報告(案)について ・答申中間報告(案)の内容について ・フィルタリング機能によってアクセス制限すべき有害情報の分類の見直し(案)について
平成24年度	平成24年 10月30日	1 青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリングのあり方の答申(案)について 2 「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」に基づく「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準」(案)について
	平成25年 1月28日	1 青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリングのあり方の答申(案)について 2 「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」に基づく「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準」に盛り込む主な内容について(案)
	平成25年 3月26日	1 「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリングのあり方について」答申(案)について

広島市青少年と電子メディアに関する審議会委員名簿

氏 名	就任期間	役職等	備 考
小 田 長	平成 20 年 5 月 31 日～	審議会副会長	広島市青少年・電子メディア対策推進 会議会長
打 越 勲	平成 22 年 6 月 9 日～		広島市青少年健全育成連絡協議会長
桑 本 一 恵	平成 22 年 6 月 9 日 ～平成 24 年 5 月 30 日		広島市 P T A 協議会専務理事
玉 井 由 美	平成 24 年 10 月 15 日～		
梶 原 好 美	平成 22 年 6 月 9 日 ～平成 24 年 1 月 31 日		広島地区高等学校 P T A 連合会代表
坂 梨 悦 子	平成 24 年 2 月 1 日～		
下 田 博 次	平成 20 年 5 月 31 日～	フィルタリング検討 部会長	群馬大学名誉教授
越 智 貢	平成 20 年 5 月 31 日～	審議会会長 フィルタリング検討 部会委員	広島大学大学院文学研究科教授
石 田 弓	平成 20 年 5 月 31 日～		広島大学大学院教育学研究科附属心 理臨床教育研究センター准教授
松 田 泰 夫	平成 20 年 5 月 31 日～	フィルタリング検討 部会委員	I C T コンサルタント
河 野 恵 理	平成 20 年 5 月 31 日～		精神科医
平 田 かおり	平成 20 年 5 月 31 日～	フィルタリング検討 部会委員	弁護士
末 本 太	平成 22 年 6 月 9 日 ～平成 23 年 8 月 31 日		広島県警察本部生活安全部少年対策 課長
太 田 昌 和	平成 23 年 9 月 1 日 ～平成 25 年 3 月 21 日		
岩 崎 真 理	平成 22 年 6 月 9 日～		広島市立中学校長会代表